# 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

## 1 利用定員について

子ども・子育て支援新制度において、施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設に対し、市が利用定員を設定することになっております。

利用定員の設定は、認可定員(認定定員)と一致することを基本とし、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に該当する就学前子どもの区分ごとに、認可定員(認定定員)を超えない人数で設定を行う必要があります。

また、教育・保育のニーズ量に対して、供給量が過多とならないように配慮して設定を行う必要があります。

# 2 令和3年度の利用定員の設定について

**〇認定こども園への移行施設** (名称は現行の園名)

双葉幼児園 (現)認可保育所(2・3号 160人) ⇒ (新)幼保連携型認定こども園 160人(**1号 9人**、2・3号 151人)

キャンディ保育園(現)認可保育所(2・3号 120人) ⇒ (新)幼保連携型認定こども園 120人(1号 15人、2・3号 105人)

有福保育園(※) (現)認可保育所(2・3号 110人) ⇒ (新)保育所型認定こども園 110人(1号 10人、2・3号 100人)

※ 有福保育園は、令和3年4月1日から「保育所型認定こども園」の認定を受けるための申請をされています。<u>保育所型</u>認定こども園の<u>認定</u>にあたり、法令上、子ども・子育て会議のご意見を伺う規定はございませんが、 <u>利用定員の設定</u>について、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議のご意見を徴するものです。

## 〇既存施設における利用定員(3号認定子ども)の設定

深信幼稚園 (現) 60人(1号 50人、2号 10人)  $\Rightarrow$  (新) 80人 (1号 50人、2号 10人、**3**号 **20人**)

#### 【参考】子ども・子育て支援法(抜粋)

(特定教育・保育施設の確認)

- 第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。
  - 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 <u>市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。</u>
- 3 略